

2020年3月23日 全3頁

＜速報＞新型コロナウイルス感染症に伴う リスク情報早期開示の要請と上場廃止の特例

JPX、東証が追加対応を公表

金融調査部 主任研究員 横山 淳

【要約】

- 2020年3月18日、JPX、東京証券取引所（東証）は、「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」を公表した。
- この中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関する開示について、①決算短信・四半期決算短信の添付資料等における積極的なリスク情報開示、②業績予想における前提条件や修正時の理由等に関する記載の充実を求めている。
- 加えて、上場廃止基準のうち「債務超過」、「意見不表明」、「事業活動の停止」の運用について、特例措置を講じる方針を示している。

1. 新型コロナウイルス感染症へのJPX、東証の追加対応

2020年3月18日、JPX、東京証券取引所（東証）は、「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」¹、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」²を公表した。これは2月10日に公表された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（2月10日付文書）に続く、新型コロナウイルス感染症に対するJPX、東証の対応策である。上場会社を対象とした対応の概要をまとめると次の通りである。

2. 適時開示

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関して、適時・適切な開示を要請

¹ JPXのウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200318-01.html>)。

² JPXのウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20200318-01.html>)。拙稿「新型コロナウイルス感染症に伴う株主総会、決算・開示の対応について」（2020年3月10日付大和総研レポート）も参照 (https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200310_021373.html)。

- 「業績予想」：前提条件や修正時の理由等に関する記載の充実
- 「決算短信」：リスク情報の積極的な開示

（出所）JPX、東証「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針の概要」

新型コロナウイルス感染症の事業活動や経営成績に及ぼす影響が投資者の投資判断や市場における価格形成にも影響を与えるとの観点から、上場会社に対して情報開示を求めるものである。この点では、2月10日付文書のスタンスを踏襲したものと言えよう。ただ、2月10日付文書よりも、さらに一步踏み込んで、適時・適切かつ積極的な開示を要請している。

特に、リスク情報の開示に関しては、「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」の中で、「**新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について、有価証券報告書等の提出に先立ち、決算短信・四半期決算短信の添付資料等においても記載する**」ことなど、早期開示を要請している。

3. 上場廃止基準

- 「債務超過」：新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過となった場合を想定し、上場廃止基準における改善期間を延長（1年→2年）
 - 指定替え基準においても、1年間の改善期間を設定
- 「意見不表明」「事業活動の停止」：新型コロナウイルス感染症の影響による場合は対象外

（出所）JPX、東証「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針の概要」

金融商品取引所は、自市場に上場している株式等が、その取引所が定める一定の基準に抵触した場合、その上場を廃止することを定めている。この基準は、上場廃止基準と呼ばれている。

JPX、東証は、新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響を踏まえ、上場廃止基準の運用について、特例措置を講じる方針を示している。なお、これらは、東日本大震災に被災した上場企業などに対する取扱いを踏まえたものと思われる³。

(1) 「債務超過」

上場会社が、その事業年度末に債務超過に陥った場合、1年以内に債務超過の状態を解消できなければ、原則、上場廃止となる（東証有価証券上場規程 601 条 1 項 5 号など）。

これについて、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合を想定

³ 拙稿「震災に伴う東証の対応」（2011年5月10日付大和総研レポート）
<https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/11051001securities.html>。

し、(1年以内ではなく) 2年以内に債務超過の状態を解消できなかった場合に上場廃止とする運用を行う方針を示している。つまり、債務超過となった場合の上場廃止までの猶予期間を、1年間から2年間に延長することを予定しているわけである。

2020年3月期からの適用を想定して、速やかな制度改正手続に着手する予定とされている。

(2) 指定替え基準

債務超過に関する指定替え基準(市場第一部から市場第二部に指定替えされる(いわゆる「降格」)基準)についても、前記(1)と同様の方針が示されている。

本来、市場第一部上場会社が、事業年度末に債務超過となった場合、原則、猶予期間なく、市場第二部に指定替えが行われることとなる(東証有価証券上場規程 311 条 1 項 5 号)。

これについて、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合を想定して、1年以内に債務超過の状態を解消できれば市場第二部への指定替えは行わないとする運用を行う方針を示している。

(3) 「意見不表明」

上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「意見の表明をしない」旨が記載された場合(「意見不表明」)であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると東証が認めるとき、その上場会社は上場廃止となる(東証有価証券上場規程 601 条 1 項 11 号など)。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、「意見不表明」に基づく上場廃止の対象外とする方針が示された。

(4) 「事業活動の停止」

上場会社が、その事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合、その上場会社は上場廃止となる(東証有価証券上場規程 601 条 1 項 8 号など)。ただし、「天災地変等により一時的に事業活動が停止された」と東証が認めた場合は除くこととされている(東証有価証券上場規程施行規則 601 条 7 項 1 号)。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、「天災地変等」の場合と同様に、「事業活動の停止」に基づく上場廃止の対象外とする方針が示された。